## 日本学生支援機構

## 緊急特別無利子貸与型奨学金

## (第二種相当) 新規募集について

## 【募集期間延長】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりアルバイト 収入等が大幅に減少した学生等を対象として,緊急特別無 利子貸与型奨学金の募集を行っておりますが,この度募集 期間を延長することとなりました。以下①から⑤のすべて の要件を満たす方が対象です。

- ①第二種奨学金の基準を満たしていること。
- ②現在第二種奨学金の貸与を受けていないこと。
- ③家庭からの仕送りが年間150万未満であること。
- ④生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高いこと。
- ⑤本人のアルバイト収入が新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少したこと(「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」の実施区域となったこと等により、令和3年度において新型コロナウイルス感染症拡大の影響でアルバイト収入が50%以上減少した。予定していたアルバイトにつけず見込んでいた収入が得られなくなった等)
- ■今回募集の第二種奨学金は利子無し(国が負担)で、現在第一種奨学金貸与中でも併用貸与の基準ではなく、第二種の基準が適用されます。

- ■貸与期間:アルバイト収入が大幅に減少した月以降で希望する月(令和3年4月以降)から令和4年3月まで<u>(令和3年度限りの貸与となります。令和4年度への継続手続きはできません。)</u>
- ■申請期限(スカラネット入力・書類提出期限) 令和4年2月1日(火)
- ■希望者は奨学金案内(申請用紙等)をお渡ししますので、高等教育推進機構1階学務部④番-Bの窓口へ学生証を持ってお越しください。なお,提出書類の準備には時間を要しますので、余裕を持った日程で奨学金案内を入手してください。

掲示日: 令和3年12月24 日 学務部学生支援課奨学支援担当